

広島県告示第百二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十五年広島県告示第百十五号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成三十一年三月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成三十一年二月二十八日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成三十一年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更前		変更後	
区域	区分	区域	区分
横島区域（横島漁業協同組合の地区）	一 主として小型定置網を使用して営む漁業 二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業	横島区域（横島漁業協同組合の地区）	一 小型定置網を使用して営む漁業 二 総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業 三 一〜二に掲げる漁業以外の漁業